

早期供用案件における短縮期間の考え方

早期供用案件における短縮期間の考え方

道央自動車道の早期供用案件（第21回委員会（H26.4.4））について、協定別紙に基づき工事区間（大沼公園～落部）を単位とし、工事完成予定年月日と区間の全線が供用した日（H24.11.10）との差によって早期供用による費用の縮減額を算出したところ、次の意見があった。

（費用の縮減額（N）

$$N = (\text{当初事業費} - \text{実績事業費}) \times \text{短縮期間} \times \text{金利}$$

※事業費には建設中利息を含まない

【意見】

- ◆ 森～落部間は更に早期に供用（H23.11.26）しているが、この区間の供用が短縮期間に反映されないのは問題ではないか



早期供用案件で会社の経営努力要件適合性を認定する場合の前提

(第14回助成委員会(H23.10.7))

- ◆ 高速道路会社の主体的かつ積極的な努力があること
- ◆ 協定区間で事業費が縮減されていること
- ◆ 早期供用となっていること

IC区間毎に開通日が異なった場合の短縮期間の考え方の検討案

【前提条件】協定区間(A区間+B区間)で事業費が縮減されている

費用の縮減額(N)の算定式

$$N = (\text{当初事業費} - \text{実績事業費}) \times \text{短縮期間} \times \text{金利}$$

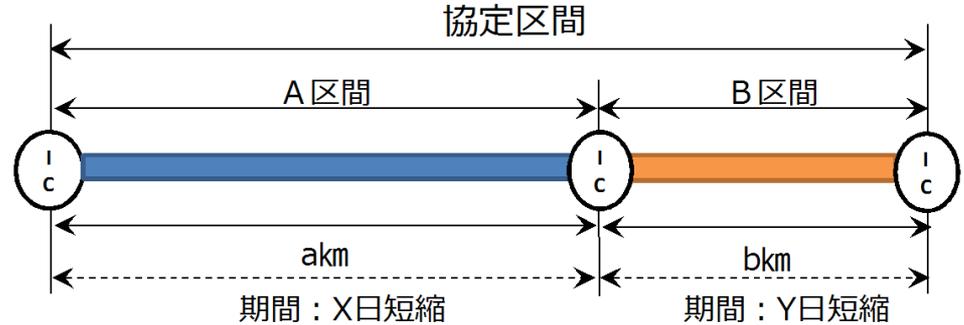
※事業費には建設中利息を含まない

経営努力によるものと認められる部分の額(A)の算定式

$$A = N \times \alpha$$

$$= \sqrt{(3N)} \times \alpha$$

α : 会社の貢献度



	現行	改定案
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費縮減額(当初事業費－実績事業費)は、協定区間全体の縮減額とする ・短縮期間は、協定区間全体が供用する日までの期間とする ・協定区間で費用の縮減額(N)を算定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費縮減額(当初事業費－実績事業費)は、協定区間全体の縮減額とする ・協定区間の短縮期間は、A、B区間それぞれの短縮期間を区間延長で加重平均したものとする $Z = \frac{a \times X + b \times Y}{a + b}$ <p>Z: 短縮期間</p> <p>Z ≤ 0の場合は対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定区間で費用の縮減額(N)を算定する